

外国（地区）企業が中国国内における生産経営活動に従事している場合における抹消登記申請において提出を要する書類等

番号	文書および証書の名称
1	「外国（地区）企業の中国国内における経営活動従事のための登記（届出）申請書」
2	プロジェクト管轄部門の許可書類
3	清算報告。外国（地域）金融、保険類会社が提出する（清算期間内に公告を行った説明を含む）
4	税務登記抹消証明
5	営業許可書の正本、副本の原本

注：

- 1、 国家法律、法規および「外国（地域）企業による中国国内における生産経営活動従事のための登記管理弁法」により、中国国内における生産経営活動に従事する外国企業が登記抹消を申請する際に適用される。
- 2、 簡易登記抹消を申請する場合、「簡易抹消全投資者承諾書」を提出し、本規範第1、2、5号の資料を提出する。
- 3、 提出する登記申請文書およびその他の申請資料は A4 サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名しなければならない。
- 4、 現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならないが、コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 5、 全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。
- 6、 申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口へ送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 7、 提出資料が署名にかかわる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人

およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかわる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要がある、授権委任状は原本でなければならない、また、授権者が直筆で署名しなければならない。

- 8、 登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。
- 9、 管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。

外国（地域）企業の中国国内における 経営活動従事のための登記（届出）申請書

□ 基本情報(記入必須)			
名称		統一社会信用コード（設立 登記の場合、記入不要）	
電話番号		郵便番号	
住所 (営業場所)	_____省（市/自治区）_____市（地域/盟/自治州）_____県 （自治県/旗/自治旗/市/区）_____郷（民族郷/鎮/街道） 村（路/社区）_____号		
□ 開業（開業登記のみ）			
企業類型		主管部門	
審査認可機関		認可日	
責任者			
中国国内にお ける経営範囲	（「多証合一」事項の取り扱いについて、申請人の市場主体は自身の情況に基づいて 「『多証合一』にかかる政府部門の共有情報の項目」の関連の内容を記入しなければな らない。）		
資金金額	万元	通貨	
経営期限	_____年_____月_____日から_____年_____月_____ 日まで		
請負工事また は経営管理項 目			
外国（地域） 企業の名称			
外国（地域） 企業の海外営 業場所			
外国（地域） 企業の経営範 囲			

備考：本申請書は、外国（地域）企業は中国国内における生産経営活動従事のための開業、変更、抹消、届出に適用される。

□変更／届出(変更／届出のみ、今回の申請と関係がある事項のみ)			
変更／届出事項	元の登記内容		変更／届出後の登記内容
□抹消（抹消登記のみ）			
抹消方式	□通常抹消		□簡易抹消
抹消原因			
税務登記抹消状況	□抹消済		□納税義務なし
税関手続の抹消状況	□抹消済		□税関事務なし
認可機構			
認可文書番号		認可日	
債権債務の整理単位			

□指定代表者または委託代理人（必要）			
委託権限	1、同意□、拒否□登記資料の写しを審査し、審査意見の表示； 2、同意□、拒否□企業が用意した資料の修正； 3、同意□、拒否□関連書類の記入エラーの修正； 4、同意□、拒否□営業許可書および関連資料の受領。		
固定電話番号		携帯電話番号	
指定代表者または委託代理人の身分証明書の写しの貼付位置			
指定代表者・委託代理人署名			
年 月 日			
□ 申請者サイン（必要）			
本申請者および署名者は提出した資料文書および記入した情報が真実かつ有効であり、 相応の法律責任を負うことを承諾する。 外国（地域）企業署名権限者署名：			
（社印捺印）			
年 月 日			

添付 1

責任者情報

本表は開業および責任者変更のみに適用される。

姓名		国(地域)		
固定電話番号		携帯電話番号		
Eメール アドレス				
身分証明書類型				
身分証明書番号				
身分証明書の写しの貼付位置				
責任者署名				
		年	月	日

添付 2

連絡員情報

姓名		固定電話番号	
携帯電話番号		Eメール アドレス	
身分証明書類型		身分証明書番号	
身分証明書の写しの貼付位置			

備考:

1. 連絡員は主に本企業の企業登記機関との連絡とコミュニケーションを担当し、かつ本人個人情報により国家企業信用情報開示システムにアクセスし、法による本企業の関係情報を社会に向け公布する。連絡員は企業登記および企業情報開示に関する法規を理解すべきである。
2. 「連絡員情報」に変更がない場合、改めて記入する必要はない。

簡易抹消についての出資者全員の誓約書

ここに登記機関に対し_____（市場主体の名称）の簡易抹消登記を申請し、かつ、以下の内容を厳粛に誓約いたします。

本市場主体は抹消登記の申請前において、債権債務は発生しておらず債権債務の清算をすでに完了しており、弁済する費用、従業員給与、社会保険料、法定の補償金、納付すべき税金（滞納金、過料）およびその他の未了の事務は発生しておらずすでに全て弁済しており、清算業務は全面的に完了しております。

本市場主体は、抹消登記申請時において以下の事由が存在しないことを誓約します。

法律、行政法規または国务院の決定により、抹消登記前に許可を得なければならないと定められている。

営業許可証が取り消され、閉鎖・取消を命じられている。

経営異常リストまたは市場の監督管理における重大な法律違反・信用失墜リストに記載されている。

持分（財産持分）が凍結され、質権を設定され、または動産に抵当権が設定され、または他の市場主体に出資している。

現在立件・調査がなされ、または行政による強制措置が取られており、訴訟または仲裁手続きが継続中である。

過料等の行政処罰を受け、まだ執行が完了していない。

企業の簡易抹消登記が適用されないその他の事由。

本市場主体の出資者全員は、以上の誓約の真正性について責任を負い、法律違反や信用失墜事由がある場合には、出資者全員が相応の法的結果および法的責任を引き受け、行政の法執行の関係当局による拘束および懲戒を進んで受け入れる。

出資者全員の署名（押印）：

年 月 日

注：1、有限責任会社の場合は株主全員が署名し、非会社制の企業法人の場合は出資者全員が署名し、個人の独資企業の場合は出資者が署名し、パートナーシップ企業の場合はパートナー全員が署名し、農民専門協同組合の場合は協同組合のメンバー全員が署名する。

2、非上場の株式会社の場合は董事全員が署名する。

3、申請者が支店、営業所、非法人の支店、農民専門協同組合（信用組合）の支店である場合は、その従属先の主体の法定代表者が署名し、かつ従属先の主体の社印を押捺する。

パートナーシップ企業の支店の場合は従属先の主体の業務執行パートナー（または任命された代表者）が署名し、かつ従属先の企業の社印を押捺する。個人の独資企業の支店の場合は従属先の企業の出資者が署名し、かつ従属先の企業の社印を押捺する。

- 4、申請者が外国（地域）企業で中国国内において生産経営活動に従事している場合は、その外国（地域）企業の署名権限を有する者が署名する。